

介護保険の使い方

介護保険で利用できるサービスには、



要介護1～5と認定された方が利用できるサービス（介護給付）

要支援1～2と認定された方が利用できるサービス（予防給付）

があり、大きく分けると次のようなサービスを受けることができます。

- ・介護サービスの利用にかかる相談、ケアプランの作成
- ・自宅で受けられるサービス…訪問介護（ホームヘルプ）、訪問看護、訪問リハビリ等
- ・施設などに出かけて日帰りで行うサービス…通所介護（デイサービス）、通所リハビリ
- ・施設などで宿泊（生活）しながら受けられるサービス…短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護、特別養護老人ホームへの入所等
- ・福祉用具を利用できるサービス…福祉用具貸与、福祉用具購入
- ・住宅改修費の支給…手すりの取り付け、段差の解消などに要する費用の助成

65歳になると、「介護保険被保険者証」が交付されますが、要介護認定を受けないと介護保険のサービスは使えません。まずは要介護認定の申請をしてください。

申請窓口は以下の3カ所です。介護についてのご相談も一緒に受けています。

白老町地域包括支援センター	☎ 82-5560
在宅介護支援センターどんぐり（萩野）	☎ 83-4240
在宅介護支援センターリハビリ支援センター（竹浦）	☎ 87-2600

持ち物 ①介護保険被保険者証②マイナンバーの分かる物

その他 代理の方の申請も可能ですが、事前に本人のかかりつけ医を確認してお越しくください。来所が難しい場合は訪問も可能です。電話で相談してください。

問い合わせ先：福祉課 高齢者福祉係 ☎82-5560

訪問看護ステーションみるみる開設

白老町に2月、「訪問看護ステーションみるみる」（本町）が開設されました。昨年末の勤務先（訪問リハビリ）の医療機関閉鎖を受けて起業した和泉聡代表（43）は「町内の在宅支援の力に」と張り切っています。スタッフは看護職3、リハビリ職3の6人。年々少なくなる在宅支援への懸念に母の難病も重なって訪問看護の役割を再認識、起業につなげました。介護事業所が少なくなっている実態も踏まえ、「今後は介護支援も担っていける施設を考えていきたい」と話しています。



開設への思いを語る和泉さん

〈電話56-5503〉



祝 長寿 おめでとうございます!

佐伯 シヅエさん（99）



祝 長寿 おめでとうございます!

阿部 カツ子さん（99）